

Editorial

今月号の特集について

阿彦忠之

山形県病院事業管理者

こどもの健やかな成育を妊娠期から切れ目なく支援するための基本法（理念法）として、2019年12月に「成育基本法」（略称）が施行されました。次いで2023年4月には、こども・子育て政策を社会全体で総合的かつ強力に推進するため「こども基本法」が施行されるとともに、政府の新たな行政組織として「こども家庭庁」が発足しました。

こども家庭庁は「こどもまんなか」をスローガンに掲げ、すべてのこどもが健やかに育つ社会を目指し、こども視点の政策を推進するとしています。この新たな司令塔の指揮により、従前は児童福祉法や母子保健法など個別の法律でバラバラに実施されてきた施策の連携強化が促進されるとともに、こどもの権利を保障し健やかな成長を社会全体で後押しする施策の強化が期待されています。

そこで本号では、こども政策に関わる二つの基本法が制定された背景や意義、両法律に関連する政策の基本方針や各種計画、二つの基本法と既存の個別法（上記のほか、医療的ケア児支援法など）との関係、および基本法の施行により個別法に基づく施策がどのように充実強化されるのか、などについて理解を深めたいと考えました。また、こども家庭庁の発足から1年半以上経過しましたので、同庁が指令塔となって推進する異次元の少子化対策の進捗状況や、こども教育における「幼保一元化」などに関する現状と課題、およびこども政策に係る異なる領域や専門分野間の連携協働の重要性などについても解説をお願いしました。さらに、新しい成育医療等基本方針（第二次：2023～2028年度）に基づく国民運動として位置付けられた「健やか親子21」の今後の在り方、および同基本方針で明記された「父親支援の重要性」なども含めて、幅広く学べる特集号となりました。

加えて、2024年4月には児童福祉法および母子保健法の改正施行により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を一体化した「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされたので、同センターへの期待と課題についても解説をお願いしたところです。

なお、こども家庭センターについては、本号の執筆依頼時点では設置から日が浅いため、具体的な活動事例の紹介はできませんでした。このため本誌では、来年度に改めて「こども家庭センターの役割」に関する特集を企画し、切れ目のない支援を目指した実際の取り組み事例などを含めて紹介する予定です。ご期待ください。